

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に 関する政令案について

1. 改正の背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）が公布され、自動車検査証をICカード化することや、自動車検査証に記録する業務及び検査標章を交付する業務等について国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託すること等ができることとなった（改正法第4条による改正後の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項、第74条の5及び第74条の6関係）。これに伴い、関係政令の整備を行う必要があるため、道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号。以下「施行令」という。）等の規定について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

改正法附則第1条第5号の準備行為に係る施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日、同条第6号の施行期日は公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、これらの施行期日をそれぞれ令和4年5月23日及び令和5年1月1日とする。

（2）道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

①施行令について、以下の改正を行う。

自動車検査証のICチップに有効期間等を記録する事務及び検査標章の交付事務等を国から指定整備事業者等に委託する制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任するための規定を設ける。

②自動車登録令（昭和26年政令第256号）について、以下の改正を行う。

ICカード化された自動車検査証への記録等の事務処理を可能とするため、現行、電子情報処理組織（自動車登録検査情報処理システム）からの出力方法が印字に限られているものについて、電磁的方法を加えるための所要の改正を行う。

③その他関係政令の一部改正

その他関係政令について、改正法における用語の見直し（「記載」→「記録」、「記入」→「記録」等）に伴う所要の改正を行う。

- ・ 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- ・ 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）
- ・ 自動車重量税法施行令（昭和 46 年政令第 275 号）
- ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）

④附則関係

改正法附則第 6 条において、検査対象軽自動車については、附則第 1 条第 6 号施行日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は経過措置が設けられているところ、当該経過措置の期限を令和 5 年 12 月 31 日とする。

3. スケジュール（予定）

閣 議：令和 4 年 5 月中旬

公 布：令和 4 年 5 月中旬～下旬

施 行：令和 4 年 5 月 23 日（2.（1）関係）

令和 5 年 1 月 1 日（2.（2）関係）